

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合			
		開催頻度	年 1 回		
		構成員	施設長、管理者、職員、入居者、家族、身元引受人、後見人、自治会長、近隣住民		
		なしの場合の代替措置の内容			
高齢者虐待防止のための取組の状況	あり	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催			
	あり	指針の整備			
	あり	定期定期的な研修の実施			
	あり	担当者の配置			
身体的拘束の適正化等の取組の状況	あり	身体的拘束等適正化検討委員会の開催			
	あり	指針の整備			
	あり	定期的な研修の実施			
	あり	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行うこと			
		身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録	あり		
業務継続計画（BCP）の策定状況等	あり	感染症に関する業務継続計画			
	あり	災害に関する業務継続計画			
	あり	職員に対する周知の実施			
	あり	定期的な研修の実施			
	あり	定期的な訓練の実施			
	あり	定期的な業務継続計画の見直し			
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名			
個人情報の保護	入居契約書に入居者の権利として明確に規定。				
緊急時等における対応方法	連絡体制を確保（管理者の滞在時・不在時に分けてマニュアル化）				
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容			
門真市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	あり				
合致しない事項がある場合の内容	①居室面積が13㎡（トイレ、洗面設備等を除く）満たないこと②廊下幅が1.8m満たないこと。				
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	適合している				
	代替措置等の内容	①居室が13㎡未満でも、共用スペース（食堂・談話室・機能訓練スペースなど）を広く確保し、居住者の生活空間の総体として快適性を担保する。②廊下幅が1.8mを満たさない場合でも、廊下上への物品の常時放置を禁止し、動線を確保するための管理体制（巡回点検・収納庫の設置・職員指導）を徹底することで、安全な通行および避難経路としての機能を担保する。			
不適合事項がある場合の入居者への説明	入居者及び家族等へ契約前、契約時に、不適合事項及び代替設置等について説明。				
上記項目以外で合致しない事項	なし				
合致しない事項の内容					
代替措置等の内容					
不適合事項がある場合の入居者への説明					

添付書類：別添１（事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス）

別添２（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住 所

氏 名

様

（入居者代理人）

住 所

氏 名

様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日

年

月

日

説明者署名